神奈川県立相模原中央支援学校 学校開放事業　実施要項

１　開放施設

利用施設	利用日　及び　利用時間	利用できる設備等	利用できる備品
グラウンド	土・日　9:00～12:30 13:00～16:30	屋外トイレ 駐輪・駐車スペース	ハンドボール用ゴール
体育館	土・日　9:00～12:00 13:00～16:00 火・金　17:15～19:15	体育館横トイレ 駐輪・駐車スペース	バドミントン用ポール・ネット バスケットボールゴール ボッチャ※ボッチャ用ランプ：応相談
地域生活支援室	土・日　9:00～12:00 13:00～16:00 金　17:15～19:15	事務室前トイレ 駐輪・駐車スペース	室内長机　イス

２　利用できる方

●県内に在住、在勤、在学の方で、利用団体登録、利用手続きを事前に行い校長から承認された団体
（ただし次の団体の使用を優先します）

◆小学生以下の子どもの活動を中心とした**相模原市内**の地域団体、障害児・者関係団体

◆本校幼児児童生徒の保護者・卒業生等の学校関係者団体

※グラウンド使用は芝養生の関係で、小学生以下の団体、障害児者の団体のみとします。
また、グラウンドで硬式野球を行うことはできません。

※学校開放の施設を大会会場として使用することはできません。

なお、次のような場合は、利用承認後であっても利用をお断り致します。

ア　特定の政党や宗教団体の支持や反対のための利用、その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
イ　営利を目的とした利用
ウ　公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある利用
エ　申請内容に反する利用
オ　その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

３　利用の仕方

（１）利用登録

ア　利用希望団体は、「施設利用登録申請書」（様式１）を提出してください。

イ　事前に御連絡をいただき日程を調整し、本校の学校開放担当者と面接を実施します。
（利用目的や活動内容等を確認させていただき、注意事項等をお伝えします。）

ウ「施設利用者名簿」（様式１－②）を提出してください。

◆「施設利用者名簿」（様式１－②）は毎年度の初回利用時に提出してください。

◆代表者等の変更があった場合、速やかに「施設利用登録申請書」（様式１）を提出してください。

◆年度内に一度も「施設利用申請書」（様式２）を提出されなかった利用登録団体は学校開放事業要綱に

基づき、翌年度の登録が抹消されます。

（2）申込方法

ア 偶数月（2月以外）の1日から7日までの間に、翌月と翌々月の2か月分(12月申し込みは3か月分)の「施設利用申請書」(様式2)を担当者までメールにてご提出ください。

イ 学校での調整後、偶数月（2月以外）の下旬に、「○月学校開放調整結果」を相模原中央支援学校のホームページに掲載します。また、「施設利用承諾書」(様式3)をメールで送付します。

ウ 利用日には送付された「施設利用承諾書」(様式3)をお持ちいただき、事務室で提示し、利用施設日誌（「学校施設使用報告書」(様式4)）をお受け取り下さい。

◆承認後、利用できなくなった場合は、速やかにご連絡下さい。

◆天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがあります。あらかじめご了承下さい。

4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ちよく利用できるよう、また本校の子どもの教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってください。

ア 県立学校は全面禁煙です。またその周辺での喫煙もご遠慮ください。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃と消毒を行い、利用前の状態に戻してください。

エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各団体で対応していただいております。利用にあたって施設管理員及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

オ 利用中は門扉を閉めてください。

カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要とする場合は、学校に必ず報告してください。

キ 自動体外式除細動器（ＡＥＤ）は事務室に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には設置場所を確認頂きます様お願いします。

ク 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、「施設・設備破損届」(様式5) を必ず提出してください。

ケ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

5 共同利用について

ア 共同利用ができる団体は、「施設利用登録申請書」(様式1)を提出し、校長が受理した団体のみです。

イ 登録団体との共同利用を希望する場合、「施設利用申請書」(様式2)の「共同利用団体」の欄に必要事項を御記入ください。

ウ 一度に利用できる共同利用団体は、一団体のみです。

エ 開放施設の利用の時、利用申請者と共同利用団体が一緒に責任をもって「4 守っていただきたいこと」の利用方法を守ってください。また、「学校施設使用報告書」(様式4)は利用申請者のみ提出してください。

オ 共同利用団体の連絡先の照会、又は利用申請者と共同利用団体との連絡については学校又はその関係者は一切関与しません。

カ 本校施設では、大会はできません。

６　体育館利用における照明設備・冷暖房施設の利用について

次の設備の利用については、電気代実費相当額を徴収します。利用の月の翌月に納付書をお渡しします。
納付期日までにお支払いください。
※納付期限までに支払いをしない団体、または未納の団体は翌月以降の利用承認が得られなくなります。

	区分	単位	金額(うち消費税相当分)
体育館	照明設備の利用	１回(２時間) 延長１時間	440 円(40 円) 220 円(20 円)
	冷房設備の利用	１時間	１，710 円(155 円)
	暖房設備の利用	１時間	２，580 円(234 円)
地域生活支援室	冷房設備の利用	１時間	360 円（32 円）
	暖房設備の利用	１時間	540 円（49 円）

問合せ先
地域連携係　学校開放担当
電話　042-768-8515（直通）